

令和2年度 健康食品試買調査結果
(令和3年3月24日現在)

別紙

1 実施期間

令和2年5月から令和3年3月まで

2 調査対象

法令違反の可能性が高いと思われる56品目を調査した。
健康食品売場等で購入した10製品、インターネット等の通信販売で46製品を対象とした。

3 表示・広告検査結果

【食品の表示・広告に関する主な規定事項】

食品表示法：食品表示基準（品質事項・衛生事項・保健事項・その他）の遵守

食品衛生法：食品、添加物等基準の遵守

健康増進法：健康の保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示の禁止

医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）：医薬品的効能効果等の標ぼうの禁止

景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）：優良誤認、有利誤認等不当表示の禁止

特定商取引法（特定商取引に関する法律）：広告規制の遵守

表1 購入方法別品目数内訳（ ）内はいずれかの法令に違反又は違反の疑いのある品目数

製品群	品目数		
		店舗購入品目数	インターネット等購入品目数
ダイエット効果	14(9)	3(0)	11(9)
男性機能向上	21(13)	6(1)	15(12)
免疫力増強	10(10)	0(0)	10(10)
健康茶	4(4)	1(1)	3(3)
その他	7(5)	0(0)	7(5)
合計	56(41)	10(2)	46(39)

表2 法令別違反又は違反の疑いの品目数の内訳

製品群	食品表示法				食品衛生法	健康増進法	医薬品医療機器等法	景品表示法	特定商取引法
	品質事項	衛生事項	保健事項	その他					
ダイエット効果	2	3	3	0	0	0	8	2	9
男性機能向上	3	3	4	0	0	0	10	11	11
免疫力増強	1	1	4	0	0	2	10	5	10
健康茶	1	2	1	0	0	0	4	1	3
その他	1	1	3	0	0	0	4	0	4
合計※	8	10	15	0	0	2	36	19	37

※ 複数の法令に違反又は違反の疑いのあるものは、各々計上しているため、表2の合計は表1の違反又は違反の疑いのある品目の合計（56品目）と一致しない。

表3 法令で義務付けられている表示にかかる不適正な事例

【食品表示法上、容器包装の表示にかかる不適正な事例】

- ・原材料と添加物が明確に区分されていなかった。
食品衛生法で既存添加物とされている物質が、原材料に混在して記載されていた。
- ・添加物が適切に表示されていなかった。
用途名である「着色料」のみが記載されており、物質名が併記されていなかった。
- ・一括表示が適切に表示されていなかった。
食品表示基準で定められた別記様式を用いた表示がされていなかった。
- ・製造所又は加工所の情報が適切に表示されていなかった。
表示に責任を有する「食品関連事業者の所在地及び名称」は表示されていたが、「製造所又は加工所の所在地及び名称」が欠落していた。
- ・栄養成分の単位が正しく記載されていなかった。
鉄の表示単位について、食品表示基準に定められた単位で表示されていなかった。
- ・栄養成分表示の義務表示事項が正しく記載されていなかった。
栄養成分表示に「糖質」と「食物繊維」の表示しかなく、炭水化物の表示されていなかった。
- ・栄養機能食品の必要表示事項が正しく記載されていなかった。
栄養成分の機能について、食品表示基準に定められたとおりの文言で表示されていなかった。

【特定商取引法上、通信販売広告の表示にかかる不適正な事例】

- ・「申込み最終確認画面」に返品に関する事項が表示されていなかった。
返品に関する事項（返品の可否、返品の期間等の条件、返品送料の負担の有無など）が、「申込みの最終確認画面」に表示されていなかった、又は表示が不明瞭で認識しにくかった。
- ・定期購入の場合の表示事項が明瞭に表示されていなかった。
購入者から解約の通知がない限り継続される無期限又は自動更新の契約である旨や、2回目送付分以降の商品の価格、送料、支払総額などの表示が、小さな文字でわかりにくかった。

表4 製品についての不適正な表示・広告の事例

【健康増進法上、健康保持増進効果等の虚偽誇大表示に該当するおそれのある表示の事例】

・著しく事実に相違する又は人を誤認させるおそれのある表示

当該食品を摂取することで感じた違いとして「疲れにくさ」「便通」等をあげ、アレルギー体質の改善や胃の不調の改善に関する体験談を掲載することで、あたかも様々な身体の不調を改善するかのような表示（これら文言だけでなく、グラフや写真なども含めた表示全体から判断）

【景品表示法上、消費者の自主的かつ合理的な商品選択を阻害するおそれのある表示の事例】

・優良誤認に該当するおそれのある表示

「免疫細胞を活性化」等の効果を裏付ける合理的根拠がないおそれのある表示や「類似品のない健康食品」「唯一無二の製品」等と客観的な実証のないおそれのある表示をし、商品が他社の商品よりも優れているかのように消費者の誤認を招くおそれのある表示

・有利誤認に該当するおそれのある表示

「期間限定特別価格」と期間中に限り特別価格で販売しているように表示しながら、実際には期間限定ではなく、消費者の誤認を招くおそれのある表示

【医薬品医療機器等法上、医薬品とみなす標ぼうの事例】

医薬品として承認を得たものではないにもかかわらず、以下のような医薬品的効能効果を標榜していた。

・疾病の治療又は予防を目的とする効能効果

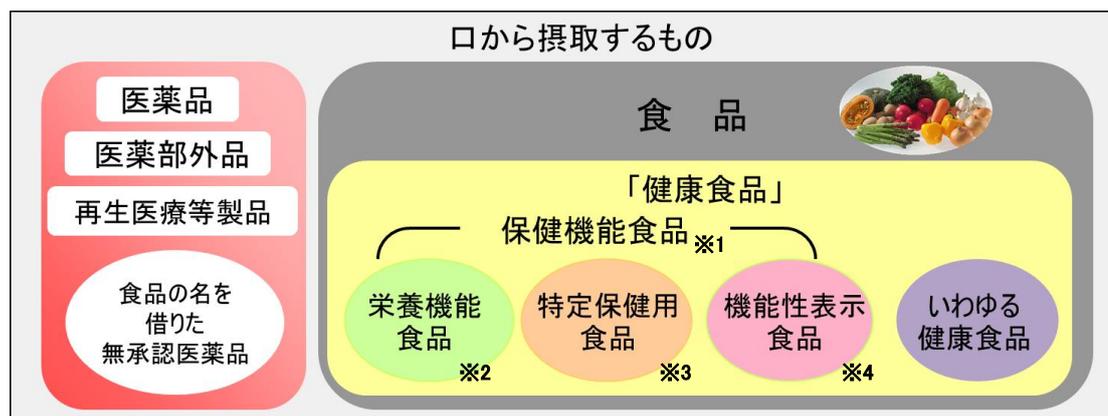
「ヘルペスの予防」「便秘解消」「糖尿病改善」「アレルギーを抑える」「発がん予防効果」「脳卒中発作を抑制」「殺菌」

・身体の組織機能の一般的増強・増進を主たる目的とする効能効果

「免疫細胞を活性化」「GLP-1を増やす」「脂肪燃焼」「滋養強壮」「NO（一酸化窒素）分泌サポート」「血管新生を阻害」「疲労回復」「血行促進」

※以上の事例は、紹介している法令以外の他法令にも抵触する可能性があります。

<参考 「健康食品」の位置付け>



- 食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、医薬品医療機器等法に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品はこれを含まない。(食品衛生法第4条第1項)

※1 保健機能食品

国が定めた安全性や有効性に関する基準など一定の条件を満たした食品をいい、国の許可等の有無や食品の目的、機能等の違いによって、「栄養機能食品」と「特定保健用食品」及び「機能性表示食品」に分類される。

※2 栄養機能食品

健康の維持等に必要な栄養成分(ミネラル、ビタミン等)の補給を主な目的とし、定められた基準に従った表示が必要だが、国の審査・許可を受ける必要はない食品

※3 特定保健用食品

食品の持つ特定の保健の用途を表示し、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、表示について国の許可を受けた食品

※4 機能性表示食品

事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品(販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届けられたものであるが、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではない。)